

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を平成6年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から同年8月1日まで
平成4年4月からB事業所で勤務していたところ、同社がA事業所（平成17年10月26日付けでB事業所に吸収合併され解散）を買収した直後の6年5月に異動を命じられ、同年5月以降、A事業所に勤務した。
申立期間についても、継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された平成6年分所得税源泉徴収簿、同社への照会結果及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A事業所に継続して勤務し（平成6年5月1日にB事業所からA事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年分所得税源泉徴収簿の保険料控除額及び報酬月額から、平成6年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は平成6年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間における厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、同社は、商業法人登記簿等により、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満た

していたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったことから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年10月から9年4月までは34万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年8月から10年7月までは41万円、同年8月から11年1月までは44万円、同年2月から15年7月までは56万円、同年8月は50万円、同年9月は47万円、同年10月は53万円、同年11月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から16年2月26日まで

A事業所に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成8年10月から11年2月までの期間及び同年4月から15年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、8年10月から9年4月までの期間については34万円、同年5月から同年7月までの期間については36万円、同年8月か

ら10年7月までの期間については41万円、同年8月から11年1月までの期間については44万円、同年2月から15年7月までの期間については56万円、同年8月については50万円、同年9月については47万円、同年10月については53万円、同年11月については38万円とすることが妥当である。

また、申立人は、平成11年3月の給与明細書を所持していないが、申立人から提出された同年2月及び同年4月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額等から判断すると、同年3月については、56万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の平成8年10月から15年11月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在も確認できないことから、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年9月、15年12月及び16年1月の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の給与明細書において、i) 8年9月については、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 15年12月については、厚生年金保険料の控除が確認できないこと、iii) 16年1月については、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年9月、15年12月及び16年1月については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案582

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

地区会長の勧めもあり、国民年金制度発足当初より国民年金に加入し、昭和49年3月までの期間について、妻と共に婦人会の集金人を通じて国民年金保険料を納付した。当時の資料は何も残っていないが、申立期間において、保険料を納付していたのは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人及び申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の氏名、生年月日による検索調査を行ったが、申立人夫婦に係る国民年金加入記録は確認できず、申立人夫婦が申立期間当時から現在まで居住しているA市区町村にも照会したが、申立人夫婦に係る国民年金加入記録は確認できない上、同市区町村が保管する申立期間に係る昭和36年度から48年度までの国民年金保険料集金簿（A市区町村婦人会B支部分）において、申立人夫婦の氏名等は確認できない。

また、申立人は、「国民年金加入当初から国民年金手帳を受け取った記憶が無く、保険料を納付した際、婦人会の集金人が帳面に記入するだけで領収書等はもらわなかった。」と供述しているところ、A市区町村は、「当時、役場の職員が婦人会の集金人から3か月分の国民年金保険料を受け取る際、地区の集金簿に検印するとともに、三枚綴りの納付書のうちの一枚に検印し、被保険者用の領収書として集金人を通じて各被保険者に渡していた。また、国民年金手帳についても、3か月ごとに当役場が婦人会の集金人経由で預かり、当役場出納室で検認した後、婦人会の集金人経由で被保険者に返却していた。」とするなど、申立人の主張には不自然さが見ら

れる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

地区会長の勧めもあり、国民年金制度発足当初より国民年金に加入し、昭和49年3月までの期間について、夫と共に婦人会の集金人を通じて国民年金保険料を納付した。当時の資料は何も残っていないが、申立期間において、保険料を納付していたのは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人及び申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の氏名、生年月日による検索調査を行ったが、申立人夫婦に係る国民年金加入記録は確認できず、申立人夫婦が申立期間当時から現在まで居住しているA市区町村にも照会したが、申立人夫婦に係る国民年金加入記録は確認できない上、同市区町村が保管する申立期間に係る昭和36年度から48年度までの国民年金保険料集金簿（A市区町村婦人会B支部分）において、申立人夫婦の氏名等は確認できない。

また、申立人は、「国民年金加入当初から国民年金手帳を受け取った記憶が無く、保険料を納付した際、婦人会の集金人が帳面に記入するだけで領収書等はもらわなかった。」と供述しているところ、A市区町村は、「当時、役場の職員が婦人会の集金人から3か月分の国民年金保険料を受け取る際、地区の集金簿に検印するとともに、三枚綴りの納付書のうちの一枚に検印し、被保険者用の領収書として集金人を通じて各被保険者に渡していた。また、国民年金手帳についても、3か月ごとに当役場が婦人会の集金人経由で預かり、当役場出納室で検認した後、婦人会の集金人経由で被

保険者に返却していた。」とするなど、申立人の主張には不自然さが見られる。

このほか、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案584

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成4年2月まで

昭和61年8月頃、夫と二人で市区町村役場へ行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その後、銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。昭和61年度及び62年度の確定申告書を資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和61年度及び62年度の確定申告書控の写しにおいて、国民健康保険料の支払保険料額及び申立人の夫が会社に勤めていた時に控除されたと推認できる社会保険料に係る支払保険料額は確認できるものの、いずれの確定申告書控の写しにも国民年金保険料の納付をうかがわせる支払保険料額は確認できない。

また、A市区町村は、同市区町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間当時、申立人は第3号被保険者として取り扱われており、第1号被保険者への種別変更の手続が行われたのは平成8年10月28日であるとしている上、オンライン記録において、同年11月11日に第3号被保険者から第1号被保険者への記録の追加訂正が行われたことが確認できることなどから、申立期間当時、申立人は第3号被保険者として取り扱われており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、A市区町村が保管する国民年金被保険者名

簿及びオンライン記録において、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月30日から同年8月5日まで
② 昭和29年1月31日から同年4月30日まで

私は、申立期間①及び②の期間において、A事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①については、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において、申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、申立人は、昭和28年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月30日に被保険者資格を喪失するとともに健康保険被保険者証を返納した旨記載されており、その後、同年8月5日に再度被保険者資格を取得しており、当該被保険者資格取得の際、同年5月1日の資格取得時とは別の新たな健康保険番号が払い出されていることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人同様、同年6月30日に被保険者資格を喪失するとともに健康保険被保険者証を返納した旨記載されており、同年8月5日に再度被保険者資格を取得している同僚二人(申立人が記憶する同僚)が確認でき、当該同僚は申立人のことは記憶しているものの、申立期間①に係る給与からの厚生年金保険料控除等をうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立期間①において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できない。

- 2 申立期間②については、申立人は、自身の退職時期に関する記憶が曖昧である上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和29年1月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、申立人のことを記憶する前述の同僚の一人は、「申立人が退職したのは、昭和29年1月頃であったと思う。」と供述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和29年1月31日から別の事業所において被保険者資格を取得した31年6月1日までの資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できない。

- 3 申立事業所は既に閉鎖し、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の両申立期間における給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる賃金台帳等の資料や供述を得ることはできず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月17日から36年3月23日まで

申立期間については、A丸（船舶所有者は、B氏）に乗り組んでいたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できない。

当該船舶には、申立期間直後にも乗り組んでおり、その期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できるにもかかわらず、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

船員手帳の記載内容からも前記の船舶に乗り組んでいたことは間違いないため、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が申立期間についてB氏が所有するA丸に乗り組んでいたことは推認できる。

しかし、船員手帳の記載については、i) 雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であること、ii) 国土交通省海事局への照会結果によると、「平成17年1月4日以降は、雇入手続時に船員保険への加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険への加入が雇入手続の必須条件ではなく、同保険への加入状況は確認していなかった。」としていることから判断すると、船員手帳に記載のある雇入期間をもって、船員保険に加入していたことを推認することはできない。

また、申立人は、「A丸には、申立期間直後にも乗り組んでおり、乗り組んでいた船員は、1回目も2回目もほとんど同じ者であったと思う。」と供述しているところ、船舶所有者B氏に係る船員保険被保険者名簿にお

いて、前述の船員手帳からB氏が所有するA丸に申立人が2回目に雇入れられていることが確認できる日と同時期に被保険者資格を取得している17人のうち、申立期間中に船員保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

さらに、申立人から提出された船員手帳の「雇入期間」欄において、「C漁期間中」との記載が確認できるところ、前述の船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「D・E漁の期間中は船員保険に加入していたが、C漁の期間中は船員保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人から提出された船員手帳において確認できる船舶所有者についてオンライン記録で確認しても、連絡先等を把握することはできず、当時の状況を確認することができない上、前述の被保険者名簿において、昭和33年4月9日から36年4月12日までの期間における船員保険の被保険者記録に申立人の氏名等は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案600

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月28日から28年1月10日まで
② 昭和29年5月30日から31年5月4日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会した時に、A事業所及びB事業所(後の、C事業所)に係る厚生年金保険の被保険者記録が新たに確認されたが、両申立期間について、A事業所が社名等を変更した後の期間も含めて継続して勤務していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「業績が悪くなると、会社が勝手に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたり、保険料控除額を変更していたりしたこともあったと、当時の事務員から聞いた。業績が良くなると厚生年金保険に加入させ、悪くなると加入させなかったりすることを繰り返していたのではないか。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年2月1日時点の厚生年金保険の被保険者31人のうち、11人が申立人と同日の同年2月28日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険番号1番(資格取得日は昭和23年4月1日)から健康保険番号*番(資格取得日は昭和28年1月10日)までの番号に、申立人の氏名が確認できるのは健康保険番号*番のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資

格取得日及び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

- 2 申立期間②について、事業所名簿によると、A事業所は昭和30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、同社の事業主と同一の者を事業主とするB事業所として新たに31年5月4日に適用事業所に該当していることから、申立期間②のうち、30年6月1日から31年5月3日までの期間については、両事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険番号*番（資格取得日は昭和28年1月10日）からA事業所における最終番号である健康保険番号*番（資格取得日は30年4月1日）までの番号に、申立人の氏名が確認できるのは健康保険番号*番のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格取得日及び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和31年5月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

- 3 両申立期間について、A事業所及びB事業所は、既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者期間の確認できる者に照会しても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。